

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区	選挙長事務を取り扱う場所	所在地
上越市選挙区	上越市役所木田第1庁舎4階401会議室	上越市木田1丁目1番3号
(ただし、6月1日午前9時30分以降は市役所木田第1庁舎3階選挙管理委員会事務室とする。)		
南魚沼市南魚沼郡選挙区	南魚沼市役所本庁舎2階大会議室	南魚沼市六日町180番地1
(ただし、6月1日正午以降は市役所本庁舎2階選挙管理委員会事務室とする。)		